

地域公共交通について考える 7

5月20日(日)の午後、太子町地域公共交通会議委員の佐藤貞良氏が代表を務める「磯長台の福祉を考えるつどい」の主催により、「太子町の公共交通を考えるつどい」を開催されました。私は太子町地域公共交通会議会長として、お招き頂き、総務部、健康福祉部のみなさんとともに出席しましたので、本号では、その様子をご紹介します。

●参加者のみなさんが大変多いことに驚きました

私の拙い経験では、このような集まりには、たいいてい数人のかたしか来られないものです。しかしながら、下の写真を見て頂ければ一目瞭然ですが、多くのかた(58名)が参加されました。いかに磯長台のみなさんにとって、地域公共交通(足の確保)の問題が切実であるか、参加者のみなさんの強く熱い思いを感じ取ることができました。

佐藤代表の司会進行のもと、まずは、私から「太子町地域公共交通基本計画」の概要と今後の主要な論点についてお話しさせて頂きました。これまで6回にわたり、本誌で繰り返して強調させて頂いている通り、「地域公共交通はみんなで創り、育てていくものである」ということを、基本方針を交えながら説明いたしました。

また、「磯長台の福祉を考えるつどい」のみなさんには、「評論家であってほしくない」ということもお伝えいたしました。これは、地域公共交通のことだけに限った話ではありませんが、地域や他人の意見を代弁するだけで行動が伴わないかたがしばしば少なくありません。バスが走ってほしい、ここにバス停がほしい、駅までバスを走らせてほしいと要望するわりには、自分は乗らない—これでは「空気を運ぶ」だけに終わってしまいます。結局は太子町の財政を逼迫させることになり、長く、持続的に地域公共交通を守ることは極めて難しくなります。



●75分間、いろいろなことについて話し合いました

まずは、町道太子中央線を通り、上ノ太子駅までバスを走らせてほしいという話題になりました。地域公共交通基本計画の「施策イメージ」の図をみて頂いてもわかると思いますが、私たち(地域公共交通会議と行政)も、その方向性で路線の設定を考えています。

つぎに、運行方式—デマンド方式か定時運行方式か、が話題に挙がりました。デマンド方式はタクシーのように便利かもしれませんが、運行費用がかなり高くなります。参加者のみなさんに挙手して頂いたところ、ほぼ全員のかたが定時運行方式(事前に時刻表が決まっいて、定められた路線を運行する方式)に賛成されました。

運賃については、バスに乗って、買い物や医院、上ノ太子駅に行けるのであれば、有償で構わないと考えるかたが大半でした。また、具体的な運賃の金額をお聞きしたところ、およそ8割のかたが200円を妥当な運賃と回答されました。

最後に、予約型乗合ワゴンと総合福祉センターバスの再編について意見交換しましたが、運行費用の削減の観点から、ほぼ全員のかたが現在検討しているバスとの統合を支持されました。ただし、乗合ワゴンやセンターバスの良い点を活かせるように、バス停や路線を考えていくべき、という積極的な意見が出されました。

これら、念願の夢を叶えるには、今後、関係する交通事業者や行政機関などとの調整が必要です。もちろん、私たちはその実現に向けて精一杯の汗をかきますが、町民のみなさんにも一緒に汗をかいてほしいと思います。地域のみなさんの力というものは、大変偉大なものなのです!

●太子町地域公共交通シンポジウムを開催します!

7月8日(日)の午後1時45分から4時ごろまで、太子町役場1階「万葉ホール」で、太子町の地域公共交通を考えるシンポジウムを開催します。

京都府宇治市で「レインボウバス」の本格運行をつかみ取った中心人物である、森本重和氏(宇治市明星町地区まちづくり協議会会長)をお招きし、取り組みの事例をご紹介します。そのほか、近畿運輸局や太子町民のかたなどにもご登壇頂き、パネルディスカッションを行います。

詳しくは、14ページをご覧くださいと思いますが、是非とも、ご近所お声掛けのうえ、ご参加をよろしくお願いたします。当日は、万葉ホールが町民のみなさんで溢れかえる、熱いシンポジウムにしたいと思っています。

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長・大阪産業大学経済学部教授の小川雅司氏が執筆したものである

～あなたが主役のまちづくりへ～ 町長直通便の報告（平成30年1月分～3月分）



町長直通便は、町政に望んでいることやご意見を頂くため行っています。

その内容は、定期的に町ホームページや役場1階フロアで公表していますが、住民のみなさまに幅広く情報を提供するため、報告します。

平成30年1月～3月には、みなさまから7件のご意見やご感想が寄せられ、その内容は、生活に身近なものから、環境や社会教育に関するものなど様々です。ここでは、みなさまから寄せられたご意見などを紹介します。

詳しくは、町ホームページ及び役場1階フロアで掲載しています。

●平成30年1月～3月の期間に寄せられた町長直通便の内容と件数

分類	頂いたご意見などの概要	件数
福祉の充実	・病児保育室の広域利用と補助金について	1
地域コミュニティ	・ふれあい座談会を開催してほしい	1
生活環境	・子どもが遊べる公園を造ってほしい	1
学校・社会教育	・図書室の本の種類を増やしてほしい ・総合体育館のトイレ用スリッパをシューズのまま履けるものを置いてほしい ・学校など公共施設に洗浄機能つきトイレを設置してほしい	3
その他	・定時放送などの際に放送日をアナウンスしてほしい	1
		7

【町長直通便の利用方法】

町ホームページ「町長の部屋」の「町長直通便入力フォーム」を利用されるか、役場1階フロア及び町立公民館、町立総合体育館に提出箱を設置していますので、所定の様式に明記し、投函してください。

※みなさまから寄せられたご意見、ご感想については、全て町長が読ませて頂き回答していますが、住所、氏名が無記入の場合、回答できませんので必ずご明記ください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

下水道は正しく使いましょう～快適な暮らしを守るために～

下水道への異物流入によるポンプ故障や、油による下水道の詰まりが多発しています。そのため、下水道管の補修費用が年々増加しています。

下水道だからといって、なんでも流しても良いというわけではありません。下水道は、自然環境と皆さんの生活環境をより良くするための公共の財産です。

下水処理場の運転や下水道管の補修などの維持管理費は、皆さんの下水道使用料でまかなわれています。

一人ひとりが十分に注意して正しく使いましょう。

◆排水設備は皆さんで維持管理して頂くものです

宅地内の排水管・ますの維持管理は、所有している人をお願いしています。排水管の清掃業者が訪問し、清掃を勧誘するケースがありますが、町から排水管の清掃を依頼することはありません。もし、排水設備の詰まりや流れが悪いなどの問題があれば、町の指定工事店へ依頼してください。

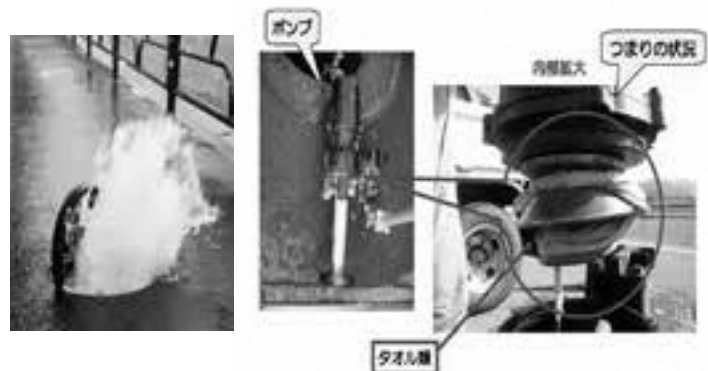
◆下水道に異物を流さないでください

台所の排水口に、油や野菜くず、残飯などや、トイレにトイレットペーパー以外のものは流さないでください。下水道管だけではなく、家庭の排水管の詰まりやポンプの故障の原因となります。また、下水処理場の機能を低下させることにつながります。

◆下水道に雨水が流れこまないようにしましょう

町の下水道は台所、お風呂、トイレからの汚水と、雨水を分けて処理する分流式を採用しています。汚水は下水道管をつうじて処理場へ、雨水は側溝などに排水され河川へと放流されます。

処理場に送られる汚水に雨水が混じると処理場の処理能力を超えてしまい、トイレが使えなくなったり、汚水の処理費用が増え、下水道使用料の値上げにつながりますので、宅地内排水設備で汚水と雨水が混じっている疑いがあれば、生活環境課へご相談ください。



◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

後期高齢者医療被保険者証が変わります

75歳以上の皆さんがご加入の「後期高齢者医療保険」では、平成30年8月から「後期高齢者医療被保険者証」が「水色」に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までにお手元に送付します。有効期限は、平成31年7月31日までの1年間です。

また、現在お持ちの被保険者証（桃色）の有効期限は、平成30年7月31日までとなっており、それ以後はご使用になれませんのでお気をつけください。

○新しい被保険者証（水色）は、お手元に届いたときからご使用頂けます。

後期高齢者医療保険料の決定

平成30年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書を送付しますので、内容をご確認ください。

保険料の納入方法は、年金から直接納めて頂く「特別徴収」と、口座振替や納付書などで納めて頂く「普通徴収」の2通りに分かります。

また、年度途中で被保険者となられた人は、資格を取得した月から月割で保険料を納めて頂きます。

※「特別徴収（年金からのお支払い）」を口座振替に変更することができます。希望される人は、手続きが必要ですのでご相談ください。

後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置

世帯の所得水準に応じて保険料軽減措置を行います。「保険料額決定通知書」に軽減額などが記載されていますので、ご確認ください。

また、軽減額は被保険者証送付の際に同封している「後期高齢者医療制度のしおり（保険料の項目）」をご覧ください。

保険医療機関などでの自己負担割合

自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度（4月～7月までは前年度）の「地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）」により定期判定を行います。

医療機関での自己負担割合は、「一般の人は1割」、「現役並み所得者は3割」となります。

現役並み所得者の判定

「地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）」が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者及びこの人と同じ世帯に属する被保険者は、すべて現役並み所得者として3割負担となります。

※詳しくは、「後期高齢者医療制度のしおり（お医者さんにかかるとき）」をご覧ください。

◆問合せ

◎制度全般に関すること

大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

保険料、被保険者資格、被保険者証などに関すること：資格管理課 ☎06-4790-2028

給付事務、保健事業（健康診査など）、医療費通知、レセプト点検に関すること：給付課 ☎06-4790-2031

事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴に関すること：総務企画課 ☎06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること 保険医療課 ☎98-5516

7月の「し尿」収集日	収集日	種類	7月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
7月の「し尿」収集日	5日(木)	小型	7月の「ゴミ」収集日	もえるゴミ	3日・6日・10日・13日・17日・20日・24日 27日・31日 (毎週火・金曜日)
	5日(木)	一般		粗大ゴミ	11日・25日 (第2・第4水曜日)
	19日(木)	2回取り		ビン・カン混合	9日・23日 (第2・第4月曜日)
		金属類		4日・18日 (第1・第3水曜日)	
		ペットボトル		12日・26日 (第2・第4木曜日)	
		プラスチック製容器包装		5日・19日 (第1・第3木曜日)	

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。



竹内街道歴史資料館友の会主催 古代のまが玉づくり体験

かんたん・たのしく・れきしが学べる！

【と き】

- ① 7月25日(水) ② 7月26日(木)
- ③ 7月27日(金) ④ 8月23日(木)
- ⑤ 8月24日(金)

各回午前10時～11時30分

※体験は1日で、申込みは1日のみ。

※体験当日は希望者に古代衣装の体験を行います。ただし、撮影用のカメラなどはお持ちください。

【ところ】 町立竹内街道歴史資料館
地階 講座室

【対 象】 町内在住の小学生

【定 員】 各回先着30人

【参加費】 300円(資料代など)

【申 込】 ①～③までは7月18日(水)、
④⑤は8月15日(水)の午後5時までに電話で参加者の氏名・年齢・住所・学校名・電話番号をご連絡ください。

◆申込・問合せ

町立竹内街道歴史資料館 ☎98-3266

竹内街道歴史資料館友の会 歴史講座

西国巡礼に関わる太子町の歴史を、上野勝己先生にお話し頂きます。

【と き】 8月9日(木)

午後2時～4時

※受付は午後1時30分開始。

【ところ】 太子町まちづくり観光交流センター1階 第1・2研修室

【テーマ】 「竹内街道と西国三十三度巡礼の歴史」

【講 師】 上野 勝己

【定 員】 50人(先着順)

【参加費】 200円(資料代など)

※竹内街道歴史資料館友の会会員及び太子町観光ボランティア「太子・街人(ガイド)の会」会員は受講料無料。

【申 込】 電話で住所、氏名、電話番号をご連絡ください。

※8月8日(水)午後5時まで。

◆申込・問合せ

町立竹内街道歴史資料館 ☎98-3266

親と子のふれあい自然学習会 参加者募集

身近な河川の自然にふれ、水生生物や魚の解説を聞きながら、親子で環境について学習できる、ふれあい自然学習会に参加しませんか。

【と き】 8月7日(火)

午前10時～正午(小雨決行)

※午前8時45分に河内長野駅から会場まで送迎バスが出ます。

【ところ】 河内長野市滝畑、出合橋付近

【対 象】 町内在住・在勤の親子など

【申 込】 7月20日(金)までに電話でお申込みください。

【主 催】 太子町・河内長野市・富田林市・大阪狭山市・河南町・千早赤阪村・大和川水環境協議会大阪府域連絡会

◆申込・問合せ

生活環境課 ☎98-5522

ごみ・し尿処理施設の見学者募集

南河内環境事業組合では、ごみ・し尿の処理方法を理解して頂くため、ごみ・し尿処理施設の見学者を随時募集しています。

20～25人程度の団体については、バスで送迎します。バスの送迎を希望される

場合は、7月27日(金)までに、お申込みください(申込多数の場合は抽選になります)。

南河内環境事業組合のホームページでも、ごみ・し尿処理の流れなどを掲載しています。ご覧頂き興味を持った人は、ぜひ工場をご見学ください。

◆申込・問合せ

南河内環境事業組合総務企画課

☎33-6584

<http://www.minamikawachi-kankyo.or.jp/>

ワークショップ『竹内街道灯路祭り オリジナル“手持ち灯ろう”作り』

日本遺産の「竹内街道」と「灯路祭り」のことを知って、自由に絵を描いたり、色紙を貼ったりして、自分だけの手持ち灯ろうを作りませんか！

また、古代衣装を着て記念撮影もできます。ご家族、なかよしグループなどで作って頂いても結構です。

みなさまのご参加をお待ちしています。

【と き】 8月18日(土)

午後1時30分～3時

※受付は午後1時開始。

【ところ】 太子町まちづくり観光交流センター(太子町役場庁舎横)

【対 象】 幼稚園児～大人まで

【参加費】 500円(材料・資料代として)

【持ち物】 筆記用具ほか(使用したい画材や材料があればお持ちください)

【定 員】 先着15人(小学生以上)

【申込方法】

電話で参加者の氏名・年齢・住所・連絡先などをご連絡ください。

◆申込・問合せ

太子町観光・まちづくり協会

☎21-1600(午前9時～午後5時15分(月、火曜日休業))

7月の相談	種 類	日 程	時 間	場 所	問い合わせ先
	行政(国の行政に関すること)	10日(火)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	学務指導課 ☎98-5532
	人 権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就 労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
心配ごと	10日(火)・25日(水)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

農業

「大阪エコ農産物」認証申請

大阪エコ農産物（農薬・化学肥料を大阪府の定めた基準の5割以上削減した農産物）の認証申請の受け付けを行います。

申請書の作成、相談及び対象品目など詳しいことは、お問い合わせください。

【申請期限】 7月18日(水)

◆問合せ

南河内農と緑の総合事務所

農の普及課 ☎25-1131 (内線269)

観光産業課 ☎98-5521

爆音機の使用にご注意

ブドウの収穫時期もそろそろ本格的な時期を迎え、有害鳥獣駆除のため爆音機を使用されることも多くなります。

しかし、早朝や夜間に爆音機を使用されますと付近の住民の皆さんの迷惑となりますので、早朝や夜間は必ず爆音機を止めて頂くなど、使用には十分注意してください。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

農薬の使用にご注意ください

農薬は農地などで広く使用され、農作業の省力化や、農作物の病害虫防除の役に立っています。

しかし、住宅などに接近する場所で、やむをえず農薬を使用する場合は、周辺住宅への周知や、飛散防止などに努めてください。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

お知らせ

防火管理者資格取得講習会

消防法の規定により、一定規模以上の建物には、防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わなければなりません。

富田林市消防本部では、この資格を付与するための講習会を行います。

【と き】 8月23日(木)・24日(金)

午前9時～午後4時(全2日)

【ところ】 富田林市消防本部

【定員】 80人(先着順)

【受講料】 1,450円(テキスト代)

【申込】 7月23日(月)～27日(金)

午前9時～午後5時

※土、日曜日を除く。

※電話での申込は不可。

◆問合せ 富田林市消防本部予防課

☎23-1124

第70回明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集

【内容】 明るい選挙を呼びかけるポスターを描いてください。

【応募資格】 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童、生徒

【締切】 9月7日(金)

【提出】 太子町選挙管理委員会

※必ず作品の裏(右下)に学校名、学年、氏名(ふりがな)を書いてください。

【画材】

描画材料・色彩は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)

【大きさ】

542mm×382mm(四ツ切)、382mm×271mm(八ツ切)もしくはそれに準じる大きさ

【審査】

太子町選挙管理委員会が第1次審査を行います。第1次審査で選出された作品について、大阪府選挙管理委員会が第2次審査を行います。第2次審査提出作品の中から、第3次審査(中央審査)に出品します。

【表彰及び作品の活用】

第2次審査に入選した作品の応募者には、賞状を贈ります。なお、入選作品は南河内府民センタービルで行うポスター展での展示や大阪府選挙管理委員会のホームページへの掲載など、明るい選挙の推進に役立てます。

【発表】

第2次審査の結果は10月上旬に、第3次審査の結果は11月初旬に発表します。

◆問合せ

太子町選挙管理委員会(住民人権課内)

☎98-5515

宅地建物取引業人権推進員制度

大阪府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題をなくすため、業界団体と連携し、宅建業者の従業者を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。

人権推進員を設置している店にはステッカーを掲示しています。



◆問合せ

大阪府住宅まちづくり部建築振興課

☎06-6210-9734

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sido-jinken/shido.in.html>

安全運転をお願いします

最近、交通事故は減少していますが、子どもや高齢者が関係する事故は増加傾向にあります。子どもは突然行動することがあるので、運転時には、常に子どもの動きに注意し、交差点では安全確認をしましょう。また、子どもには道路で遊んではいけないことを教えましょう。ドライバーの皆さんは、歩行中や自転車に乗っている子ども・高齢者を見かけた場合、スピードを落とし、思いやりのある運転をお願いします。

また、高齢者の死亡事故の原因は、自転車乗車中に被害に遭われるケースが目立ちます。自転車に乗るときは運転に集中し、急な進路変更などは大変危険なので、絶対にやめましょう。進路変更をするときは、必ず後方確認をしましょう。

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525



住まいのリフォーム・空家セミナー 個別相談会

住宅の耐震化や省エネ・バリアフリーなどのリフォームに関することや、空家の管理、利活用や相続についてのセミナーを行います。また、セミナー終了後は、建築関係の団体や弁護士会などによる個別相談会を行います。

どなたでも参加できますので、みなさまお気軽にご参加ください。

なお、参加には事前の申込みが必要となります。人数に限りがありますので、お早めにお申込みください。

【と き】 7月28日(土)

午前10時～正午

【ところ】 まちづくり観光交流センター

【参加費】 無料

【申 込】

7月13日(金)までに、町ホームページ

から申込用紙をダウンロードするか、役場2階 地域整備課で申込用紙を提出し、お申込みください。

セミナー、個別相談会の詳しい内容などについては、町ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

マイナンバーカードの臨時休日 交付窓口を開設します(予約制)

マイナンバーカードは原則として本人が窓口に来られて受け取る必要があります。平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人のために、臨時休日交付窓口を開設します。

マイナンバーカード受け取りの流れ

申込まれたマイナンバーカード(個人番号カード)ができあがり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書(ハガキ)が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越し

ください(15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください)。住民人権課で本人確認のうえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

なお、平成29年3月末日までに交付申請されたマイナンバーカードで、まだ受取にいられていないカードは、平成30年3月30日をもって廃棄しています。

【と き】 7月8日(日)

午前9時～正午

【ところ】 住民人権課

※当日は予約制となりますので、7月4日(水)までにご予約ください。

※次回以降の休日交付は決定次第別途ご案内します。

※交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

※当日は証明発行、届出などの通常業務は行っていません。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

セアカゴケグモ等対策月間 - 7月20日～8月31日 -

毒を持つセアカゴケグモの生息情報が町内でも確認されています。

被害にあわないため、正しい知識を持ち、効果的に駆除を行い、安全で快適な生活環境を守ることを目的に、対策月間が大阪府全域で設けられています。

○形態

体長はオスが3mm、メスが10mm前後です。メスは全体に黒く、背に赤色の帯状の模様があるのが特徴です。卵のうは乳白色、または、黄褐色で、形は球形です。

○生息場所

日当たりがよく暖かい場所を好み、排水溝の側面やふたの裏、花壇まわりのブロックのくぼみや穴、プランターと壁のすき間、うつ伏せの空の植木鉢の中などでよく発見されます。

また、動きの鈍くなる冬期は、自動販売機の裏やエアコン室外機の裏など、暖かい場所にひそんでいます。

○生態・被害

強い毒を持っていますが、攻撃性のないおとなしいクモです。素手で捕まえたり、クモに気づかずにうっかり触らない限り、かまれることはありません。

万が一かまれた場合は、毒を流水や石けん水で洗い落とし、できるだけ早く病院に行って、治療を受けましょう。適切な治療のため、病院にはかまれたクモを殺してお持ちください。

クモに直接、市販の家庭用殺虫剤(ピレスロイド系)を噴霧すれば駆除できます。

○注意点

セアカゴケグモを見つけても、素手で捕まえたり、触らないようにしてください。草引きや溝掃除などをするときは、軍手を使用しましょう。また、庭やベランダに放置しているサンダルなどを履く前に、セアカゴケグモがいないか確認しましょう。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522



7月は社会を明るくする運動強調月間です

～第68回社会を明るくする運動～

“社会を明るくする運動”とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を償い更生していく場も同じ地域社会からです。

関係機関や団体が連携を深め、犯罪や非行のない明るい地域づくりへの参画を呼びかけるとともに、罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りを支え、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを進めていくこととしています。

◆行動目標

- (1) 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- (2) 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

◆重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

- ① 出所者などの事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
- ② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
- ③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること
- ④ 犯罪をした高齢者・障がい者などが、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること

- ⑤ 非行少年などが学びを継続できる環境を作ること
- に関係行政機関・民間団体関係者などとの連携のもとに取り組みます。

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、7月13日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 7月19日(木)

午後1時～3時

【ところ】 役場1階 相談室

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

パソコン要約筆記のための「タッチタイピングスキルアップ講座」

聴覚障がい者などへの情報提供に必要なパソコン要約筆記のためのタッチタイピング講座を行います。

【と き】

7月29日、8月26日、9月2日、平成31年1月13日、1月20日、1月27日 毎日曜日 全6回

午前9時～午後0時30分

【ところ】

富田林市役所 会議室
河内長野市立市民交流センター

【対 象】

- ・富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に在住・在勤・在学の18歳以上の初心者の人
- ・パソコン要約筆記に興味のある人
- ・タッチタイピングのスキルアップをめ

ざす人

【定 員】 10人

※申込み多数の場合は抽選。

【受講料】 無料

【持ち物】

ノートパソコン (OS Windows 7以上)

【申 込】 7月13日(金)まで

申込書に必要事項を記載し、各市町村の障がい福祉担当課にご提出ください。

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

手話通訳者養成講座の受講者募集

社会福祉協議会では、講座を受講される人に聴覚障がい者への正しい理解と交流活動を促進するために必要な知識と、手話技術に関する内容を学んで頂き、聴覚障がい者の社会生活における円滑なコミュニケーション支援の担い手となって頂くことを目的に、手話通訳者養成講座を開講します。

【講 座】 ・入門・初級講座

・中級講座

・上級講座

【と き】 7月～2019年6月

※講座により開始日が異なります。

【ところ】 まちづくり観光交流センター

【対 象】 ・太子町に在住・在勤・在学の18歳以上の人

・手話に興味のある人

【定 員】 10人

※定員になり次第募集を締め切らせて頂きます。

【受講料】 無料

※ただし、テキスト代などは実費となります。

◆申込・問合せ

社会福祉協議会 ☎98-1311

福祉課 ☎98-5519

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

教育

新入学就学相談

来春の入学に向けて、就学相談を行います。不安に思っていることなど、就学についてお悩みの人は、ぜひ、ご相談ください。

【とき】

7月20日(金)～8月31日(金)

午前9時～午後5時

※土、日曜日を除く。

【ところ】

教育委員会事務局 学務指導課

※来庁される人は、事前に必ず電話でお問い合わせください。また、電話での相談も受け付けます。

※通常の教育相談は、随時受け付けています。特に就学のことなどで不安に思っている人は、ぜひ、ご相談ください。

◆問合せ 学務指導課 ☎98-5532

国民年金

国民年金基金

国民年金基金は、少しでもゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金(老齢基礎年金)の上乗せとして給付をする公的な個人年金制度です。

加入できる人は、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者などの人)、または、60歳以上65歳未満の人や海外に居住されている人で国民年金に任意加入されている人です。

掛金は将来も一定で、年末調整や確定申告の際に、社会保険料控除として全額

所得から控除されます。また、将来お受け取り頂く年金も公的年金等控除の対象となりますので、税法上有利な取り扱いになっています。

◆問合せ

大阪府国民年金基金 ☎06-6775-5775

フリーダイヤル ☎0120-65-4192

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例申請はお済みですか?

所得が少なく、国民年金保険料を納めることが困難な人については、免除や猶予制度を利用することができます。

平成30年度の国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付が7月から開始されます。また、過去2年1か月の未納期間分についての申請も可能です。申請される人は、印かんをお持ちになり、保険医療課までご申請ください。

※退職者、震災・風水害などの被災者の人は所得に関係なく該当する場合がありますので、ご相談ください。

◆問合せ

天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531

保険医療課 ☎98-5516

自分の為に!家族の為に! 特定健康診査を受診しましょう

太子町国民健康保険に加入されている40歳以上75歳未満の人に、特定健康診査の受診券を送付しています。期限までに受診してください。

【受診期限】平成31年3月31日まで

※受診券の有効期限内でも、国民健康保険から後期高齢者医療保険や会社の社会保険など変わった場合は使用できません。

※同一年度内に特定健康診査と人間ドック補助の両方を利用することはできませんので、ご注意ください。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

住民手づくり

第185回 たいし 聖徳市 開催

毎月第3日曜日に青空市を行います。当日は、様々な店が並びますので、ぜひお越しください。

※出店をご希望の人は、開催月の前月末までに、太子町観光・まちづくり協会へお申込みください。

※駐車場が混み合いますので、車でのお越しはご遠慮ください。

【とき】7月15日(日)

午前9時～午後1時

【ところ】太子・和みの広場

【主催】たいし聖徳市実行委員会

◆問合せ

太子町観光・まちづくり協会

☎21-1600

募集

大阪府警察官(巡査)採用

大阪府警察官(巡査)の採用選考を行います。

【と き】

第一次選考 9月24日(月・祝)

【受験資格】

昭和60年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人

【受付期間】

●一般選考

郵送・持参：7月1日(日)～25日(水)
インターネット：7月1日(日)～8月2日(木) 午後5時

●自己推薦による選考

郵送：7月1日(日)～13日(金)

◆問合せ

大阪府警察官採用センター

☎0120-370-314

<http://www.police.pref.osaka.jp/>

太子町地域公共交通会議委員募集
(募集期間の延長)

町の地域公共交通についてまとめた、地域公共交通網形成計画などに関することを審議する機関となる、太子町地域公共交通会議を4月12日に設置しました。ついては、より開かれた会議とするため、委員の一部を皆さんから公募します。

【公募人数】 1人

【応募資格】 町内在住の16歳以上(平成30年4月1日現在)で、公務員でなく、平日の昼間の会議に出席可能な人。

【応募方法】

7月13日(金)までに、総務政策課窓口

まで応募用紙をお持ち頂くか、または、ご郵送ください(応募様式は自由)。住所・氏名・生年月日・性別・職業(学校名・勤務先など)・電話番号・応募理由(400字以内)・地域活動やボランティア活動の実績などを記入の上、ご応募ください。
※お持ち頂く場合は、午前9時～午後5時30分まで(土、日曜日を除く)。

※郵送は7月13日の消印まで有効。

※選考結果は応募者全員に通知します。

【任 期】 委嘱の日～2020年3月31日

【報 酬】 日額7,000円

◆申込・問合せ

総務政策課 ☎98-0300

自衛官募集

《パイロット・ハイテク技術に挑戦》

★航空学生

各種航空機のパイロットなどの養成
入隊後約6年で幹部に任官(最短の場合)

【応募資格】

○海上自衛隊

日本国籍を有する高卒者(見込含)、または、高専3年次修了者(見込含)
18歳以上23歳未満の人

○航空自衛隊

日本国籍を有する高卒者(見込含)、または、高専3年次修了者(見込含)
18歳以上21歳未満の人

【受付期間】

7月1日(日)～9月7日(金)

【試験日】 9月17日(月・祝)

★一般曹候補生(非任期制)

陸・海・空の各部隊の中核となる「曹」をめざす人のための制度です。

【応募資格】 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

【受付期間】

7月1日(日)～9月7日(金)

【試験日】 9月21日(金)～23日(日)

※上記期間のうち、1日。

★自衛官候補生(任期制)

所要の教育を経て、3か月後に2等陸海・空士に任用

【応募資格】 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

【受付期間】 年間をつうじて受け付けています。

※詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 自衛隊大阪地方協力本部

富田林地域事務所

☎24-3799

おでかけサポート!ハローワーク
in大阪狭山市

ハローワーク河内長野が求人情報の提供や職業紹介を行います。希望する人はぜひ、ご参加ください。なお、ハローワークカードをすでに持っている人は、カードをお持ちください。

【と き】 7月24日(火)

午後1時～4時

※受付は午後3時30分まで。

【ところ】 大阪狭山市役所・第1会議室

【参加費】 無料

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

特化型創業支援セミナー参加募集

町内でこれから創業される人で主に飲食・小売・理美容業を始められる人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる「特化型創業支援セミナー」を行います。

○業種特化型セミナー

【と き】 7月14日、21日、28日

8月4日 毎土曜日

午後1時～3時

【ところ】 富田林商工会 会議室

【定 員】 30人

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

富田林商工会 ☎25-1101

嘱託員・アルバイト募集

【申込書類】 エントリーシート（写真貼付）及び応募資格要件の証明書などの写し

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートについては、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】 7月2日(月)～18日(水) 午前9時～午後5時30分

※土日、祝日は除く。

【採用方法】 受付終了後、書類審査、面接などにより任用の決定を行います。面接日時は別途連絡します。

【任用期間】 嘱託員：任用開始日～平成31年3月31日

アルバイト：任用開始日～平成30年9月30日

※勤務成績が良好な場合は、更新あり。ただし、原則として65歳に達した人の更新はありません。

【申込場所】 役場3階 秘書課

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
嘱託員	保健師	1人	成人保健・母子保健にかかわる事業	224,500円 (月額)	【勤務時間】 午前9時～午後5時15分 【休日】 土、日曜日及び祝日（ただし、イベントなどにより出勤の場合あり） ※社会保険あり・交通費支給。	保健師資格 普通自動車運転免許（AT限定可）
	放課後児童支援員	3人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,060円 (時給)	【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日と学校休校日 8時間以内もしくは前後半の二交代制 ※状況により時間外勤務あり。 ※交通費支給。 ※週4日程度勤務（シフト制）	①、②、③のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験（2年以上）を有する人
放課後児童補助員	940円 (時給)			資格要件はありません		

◆問合せ 秘書課 TEL98-5531

広告

広告